

2 測量、調査及び設計

2-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、業務の緊急度を勘案し、**随意契約等**を適用する。

災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な履行が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

【解 説】

○ 災害時の入札契約方式の選定 ¹⁾

国土交通省が発注する業務においては、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格とすることにより品質が確保できる業務を除き、プロポーザル方式や総合評価落札方式により技術提案を求める発注方式を選定するものとしている。

しかしながら、近年頻発する災害時では、早期の復旧工事着手のために、随意契約や指名競争といった入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じたうえで、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択することが必要である。

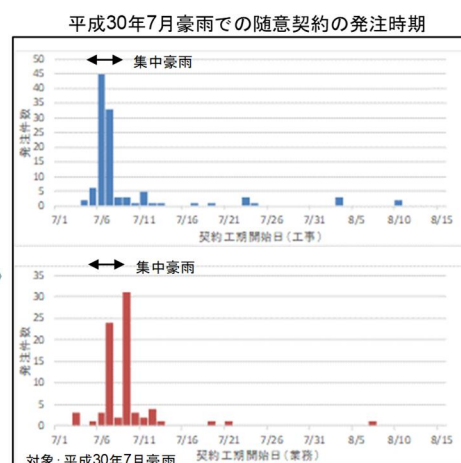
なお、災害復旧調査はその緊急性から口頭で出動要請が行われることがあるが、受注者の労災や時間外労働へのリスクを配慮し、書面で契約を行うことが望ましい。

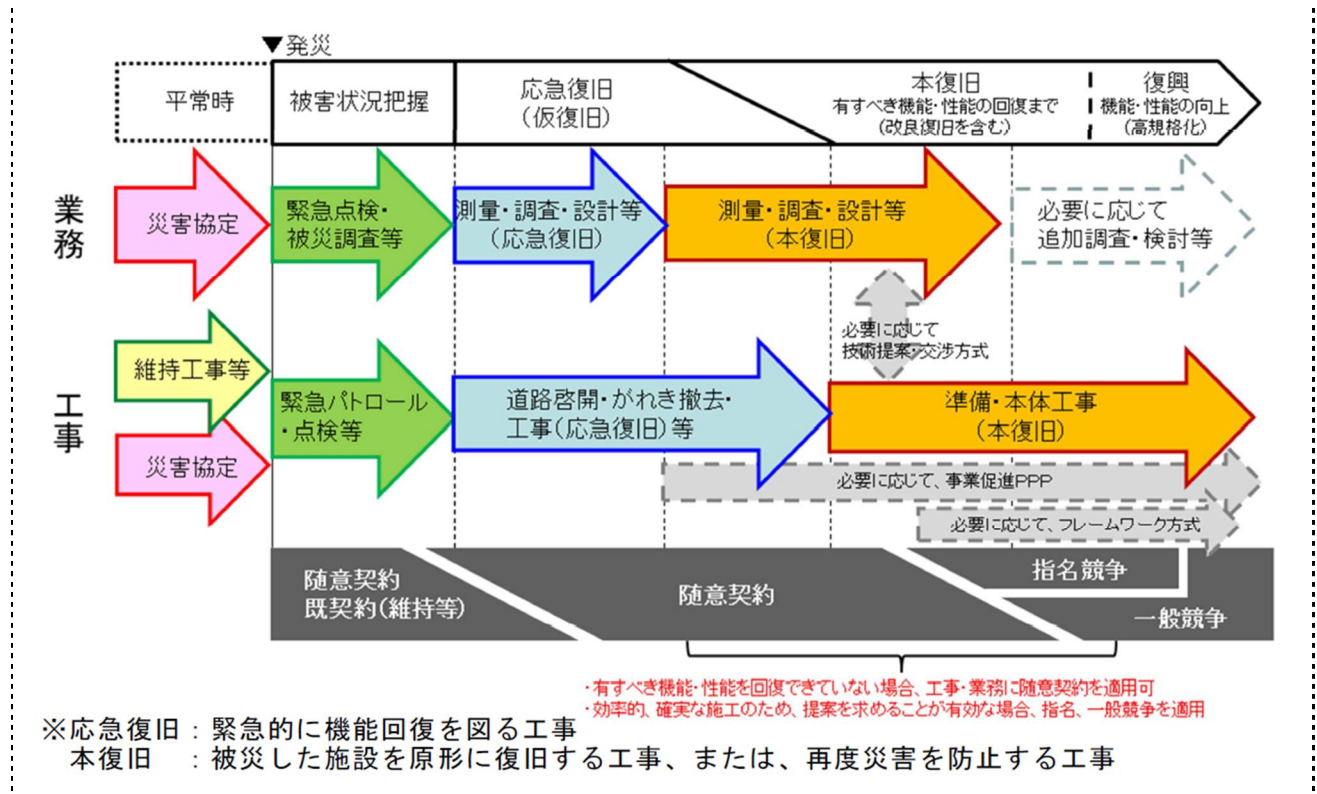
【災害時における入札契約方式選定】

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	





出典)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」

(平成 29 年 7 月 (最終令和 3 年 5 月) 国土交通省)

(参考資料)

1)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」

(平成 29 年 7 月 (最終令和 3 年 5 月) 国土交通省)

（随意契約）

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、ライフラインの復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法第29条の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2）を活用するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

（指名競争入札）

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要性がないものにあつては、指名競争入札（会計法第29条の3第3項又は地方自治法施行令第167条等）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

（一般競争入札）

入札参加資格要件の設定に当たっては、業務の内容、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び成績や地域要件などを適切に設定する。

【解 説】

○ 随意契約 ¹⁾

発災直後に速やかな実施が必要な発災後の状況把握や、災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧工事や、代替路線が限定される路線の業務は旧工事に係る業務は、緊急度が高く、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、「随意契約」（会計法第29条の3第4項）を活用するよう努める。

＜適用にあたっての留意点＞

発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正

な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうことが懸念されることに留意する。

契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注工事ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。

【会計法（抜粋）】

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

【予算決算及び会計令（抜粋）】

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次掲げる場合は、この限りでない。

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

出典)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」

(平成 29 年 7 月（最終令和 3 年 5 月）国土交通省)

○ 指名競争入札 ¹⁾

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあっては、「指名競争入札」（会計法第 29 条の 3 第 3 項）を活用するよう努める。

【会計法（抜粋）】

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

【予算決算及び会計令（抜粋）】

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

出典)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」

(平成 29 年 7 月（最終令和 3 年 5 月）国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」
(平成 29 年 7 月 (最終令和 3 年 5 月) 国土交通省)

○ 一般競争入札

災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる業務については、業務を行う企業の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、通常的方式（一般競争入札・総合評価落札方式、プロポーザル方式等）を採用する。

入札参加要件の設定にあたっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件などを適切に設定する。

【指針本文】

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用などを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

【解 説】

○ 実態を踏まえた積算 ¹⁾

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。遠隔地からの資機材調達に係る購入費・輸送費や技術者確保に要する交通費・宿泊費等、発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

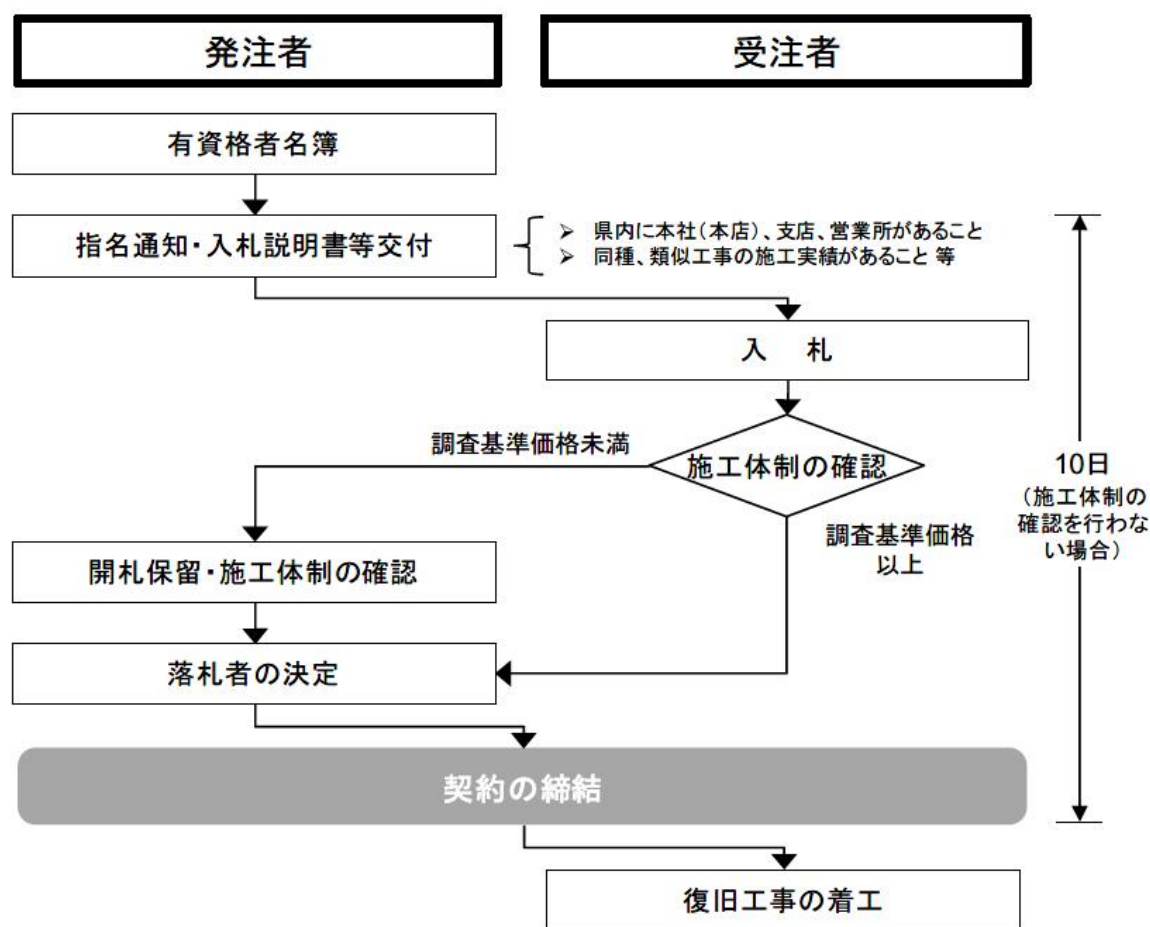
○ 保険料の積算

直轄工事の積算基準では、法定の労災保険料・法定外の労災保険の費用を現場管理費で計上することとしているように、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

○ 指名競争におけるダンピング対策 ¹⁾

指名競争入札方式を適用する場合は、ダンピング受注により下請業者へのしわ寄せが発生するおそれ及び品質確保のための施工体制が確保されないおそれがある。このため、東日本大震災の復旧事例においては、予定価格が1千万円以上の全ての工事について、施工体制のみを技術面の評価項目とする施工体制確認型総合評価方式を採用している。

【指名競争入札（施工体制確認型総合評価）の手続き】



出典)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン【事例編】」(令和5年3月国土交通省)

(参考資料)

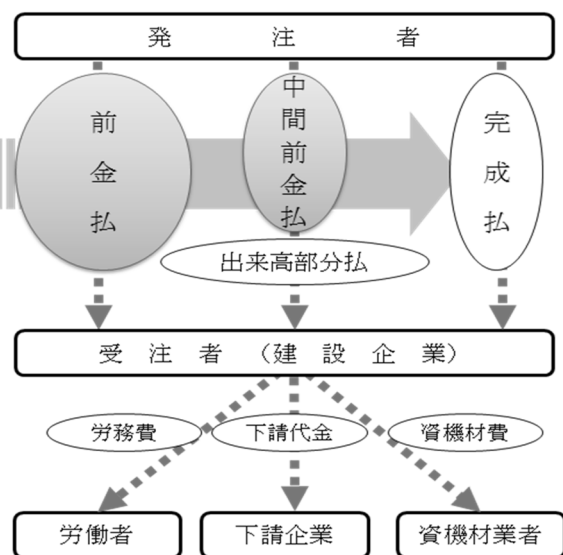
- 1) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」
(平成 29 年 7 月 (最終令和 3 年 5 月) 国土交通省)

○ 前払金限度額の引き上げ ¹⁾

東日本大震災の復旧事例では、被災地における復旧工事の施工確保対策として、前払金限度額を従来の4割から5割に引き上げる特例措置が講じられている。また、契約の締結にあたり被災によって時間的余裕がなく、詳細な積算が著しく困難な場合には、工事概要、契約金額（その時点で最低限確実に受注者に対して支払うことが明らかである額）、前払金の額等のみを記載した契約書を取り交わした上で前払金を支払う措置も講じられている。緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、実際の対応にあたっては、これらの事例も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、本省と連携しながら適切な対応に努めることとする。

【前払金の活用（工事の事例）】

＜前払金による工事資金の流れ（イメージ）＞



	割合	支払時期
前金払	原則：4割以内 被災地域特例 ^(※1) ：5割以内	請負契約締結後
中間前金払	2割以内 ^(※2)	工期の1/2が経過し、工事の進捗額が契約額の1/2以上の場合

^(※1) 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）

⇒岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村

^(※2) ・被災地では、割合は変わらないが、対象工事について、原則は1000万円以上かつ150日をこえる工事のところ、特例で300万円以上の工事となる。
・自治体によって導入していないことがある。

出典）国土交通省作成資料

（参考資料）

- 1) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」
（平成29年7月（最終令和3年5月）国土交通省）

【指針本文】

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

【解 説】

○ 一括審査方式 ¹⁾

国土交通省では、総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式の活用に取り組んでいる。

【一括審査方式の活用】

(2) 一括審査方式の更なる活用

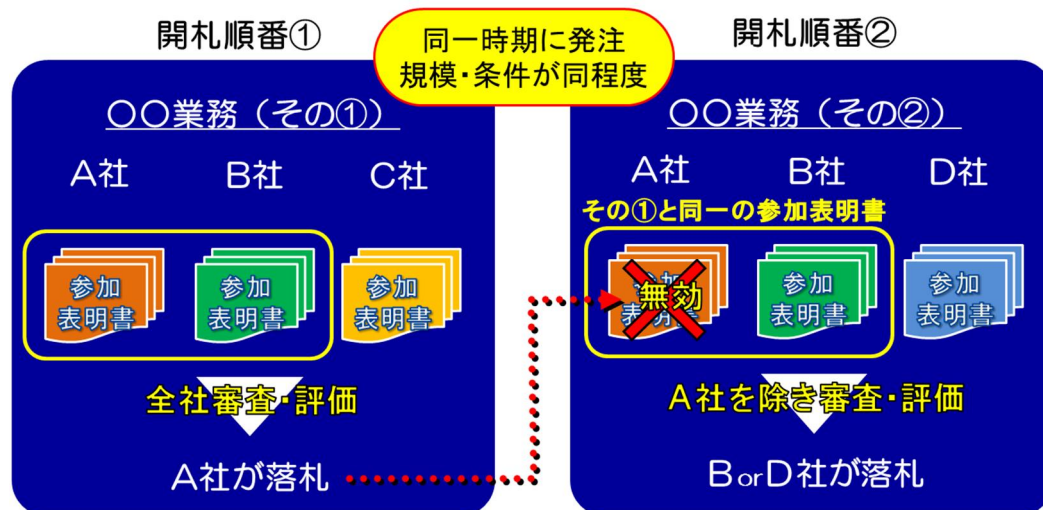
建設コンサルタント業務等への活用については、下記のとおりとする。

- ④ 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の建設コンサルタント業務等（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、測量調査及び建設コンサルタント等。以下「業務」という。）において、提出させる技術資料（実施方針及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。
 - イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
 - ロ) 業務の目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務
 - ハ) 「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3に掲げる業種区分が同一である業務
- 二) 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務
- ホ) 成果品の品質確保又は品質向上を図るために求める実施方針又は技術提案のテーマが同一となる業務
- ⑤ 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - イ) 手続開始の公示及び入札説明書の交付は業務ごとに別々に行うこと。
 - ロ) 落札決定を行う業務の順番を手続開始の公示及び入札説明書において明らかにすること。

出典)「令和6年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」
(令和6年4月国土交通省)

【一括審査方式の特徴】

- ① 同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価。
- ② あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定（重複受注は認めない）。
- ③ 対象は、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くない総合評価落札方式で発注する業務（例えば災害時の測量・地質調査や設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等）。



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会」(平成 31 年 3 月)

(参考資料)

- 1)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」
(平成 29 年 7 月 (最終令和 3 年 5 月) 国土交通省)
- 2)「令和 6 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」
(令和 6 年 4 月 国土交通省)

【指針本文】

（３）迅速な事業執行

（WTO 協定の対象業務における適用）

WTO 協定の対象業務のうち、発災後の状況把握や、災害時、緊急の必要により競争に付することができない業務は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

【解 説】

○ WTO 対象業務における適用 ¹⁾

WTO 対象業務は、「政府調達に関する協定」や「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（以下「特例政令」という。）、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」等に基づき手続を行う。平常時における WTO 対象業務は、一般競争入札（公開入札）に付することが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧工事は、政府調達に関する協定第 13 条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を行うものとする。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第四条 一般原則

（無差別待遇）

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

（a）国内の物品、サービス及び供給者

（b）当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

（調達の実施）

4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

（a）公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第八条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

（a）供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

（b）調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

第十三条 限定入札

1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条 7 から 11 まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。

ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

(d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における限定入札の適用に係る規定

【国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）】

第十三条 各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときは、この限りでない。

一～四 （略）

五 緊急の必要により競争に付することができない場合

※下線部は、災害復旧を理由とした随意契約適用時の財務協議の免除に係る規定

【公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（抜粋）】

I 1 調達方式

工事及び設計・コンサルティング業務については、以下のとおり、国際的な視点も加味した透明・客観的かつ競争的な調達方式を採用する。ただし、安全保障に係る調達並びに緊急を要する場合及び秘密を要する場合等における調達については、これによらないことができる。

(1) 工事—一般競争方式の採用

(略) 基準額以上の調達については、一般競争入札方式で行う。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における一般競争入札の適用除外に係る規定

(参考資料)

- 1) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」
(平成 29 年 7 月（最終令和 3 年 5 月）国土交通省）

【指針本文】

（４）早期の災害復旧・復興に向けた取組

（事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用）

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式¹⁾や **CM 方式**²⁾等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された**復興 CM 方式**³⁾を必要に応じて参考とする。

（技術提案・交渉方式）

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI 方式）等の技術提案・交渉方式⁴⁾を適用するよう努める。

¹⁾ 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

²⁾ 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型 CM 方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）を参照すること。

³⁾ 例えば、「東日本復興 CM 研究会の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」（国土交通省）を参照すること。

⁴⁾ 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解 説】

○ 事業促進 PPP 方式 ¹⁾

事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行うものである。

○ CM方式 ¹⁾

「CM（コンストラクション・マネジメント）」とは、工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施工調整などを行うマネジメント業務の総称をいう。

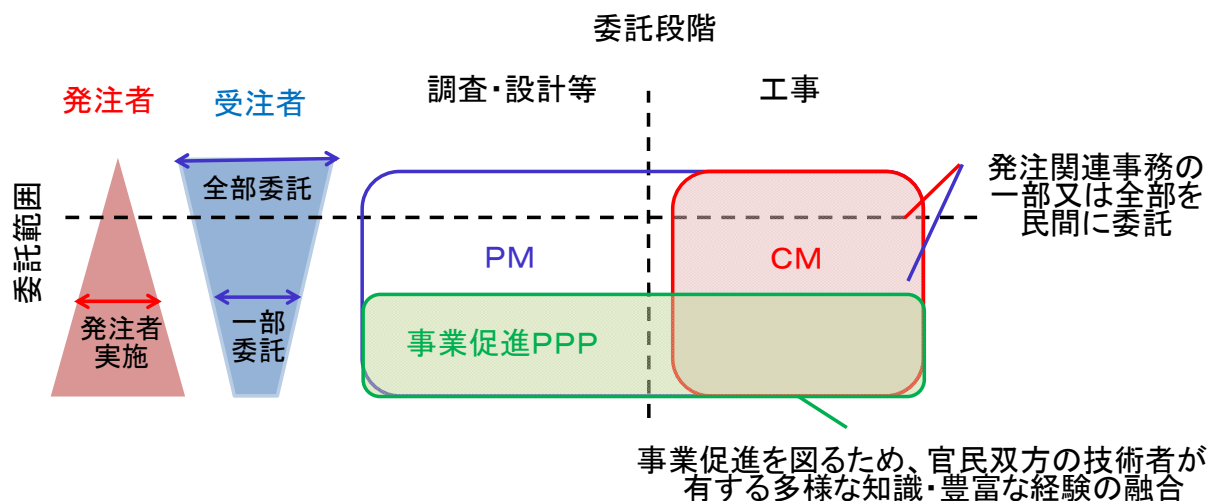
【事業促進 PPP と CMの違い】

《事業促進 PPP》

- 事業促進 PPP は、調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

《CM》

- CM は、対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

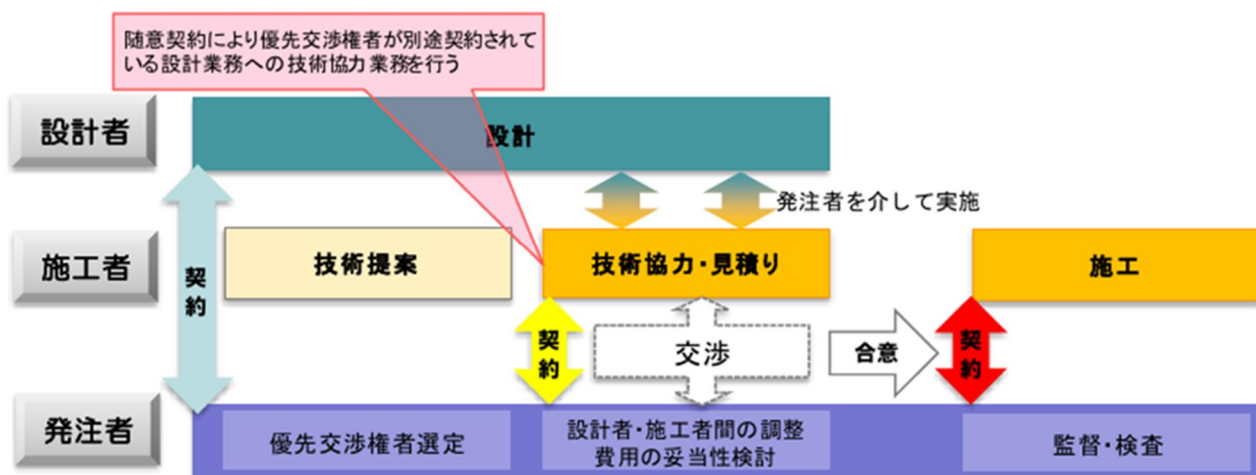


出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
業務・マネジメント部会（平成30年度 第1回） 資料3-1（2）

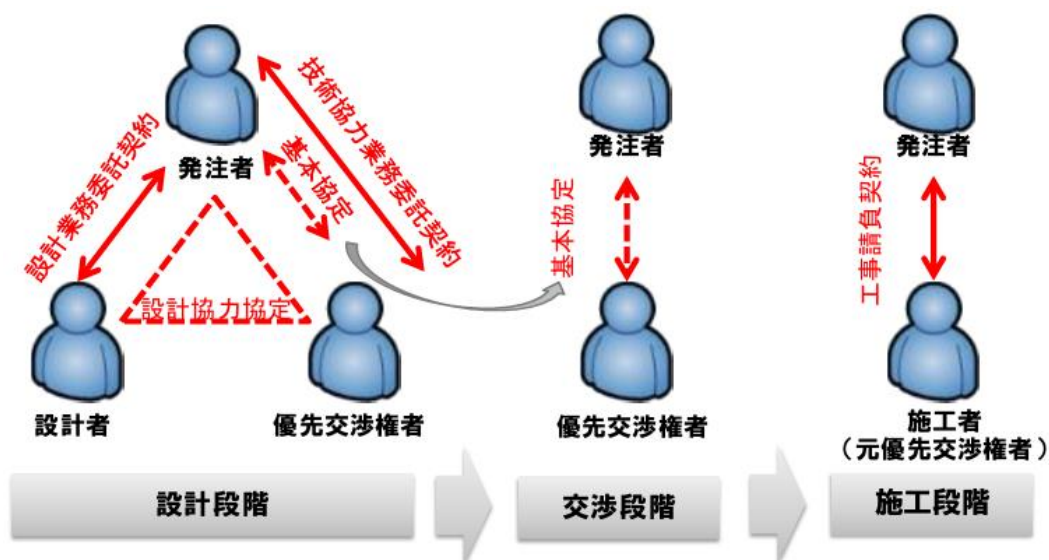
○ 技術提案・交渉方式 ²⁾

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事も想定される。このような特徴を有する工事では、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（E C I 方式）等の技術提案・交渉方式の適用を積極的に検討する。なお、実施にあたっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 6 月（令和 7 年 2 月最新改正）国土交通省）に基づくものとする。

【技術協力・施工タイプにおける契約形態】



【各段階における契約形態】



出典) 「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」
 (平成 27 年 6 月 (最終令和 7 年 2 月)) 国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型 CM 方式の取組み 事例集 (案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)
- 2) 「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」
 (平成 27 年 6 月 (最終令和 7 年 2 月) 国土交通省)